

13 同好会細則

(総則)

第1条 本細則は生徒会規約 23 条に基づき、これを定める。

(目的)

第2条 同好会は会員各人の健全な趣味を伸長させるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 各同好会は生徒会（以下、本会と呼ぶ）会員により構成される。

(加入)

第4条 同好会への加入は自由参加とする。

(顧問)

第5条 各同好会には1名以上の顧問を置き、本校教職員がこれにあたる。

(設立)

第6条 同好会の設立は以下の手順で行う。

1. 以下の条件を満たしていること。

- ・本細則第1条に合致し、本会会員が5名以上集まっていること。
- ・責任者・会員名・活動内容・活動場所・活動日・顧問を明確にすること。

2. 常任委員会・部長会・生徒総会（職員会議の承認）ではかった上、設立を許可した場合。

(補足)

新同好会の設立申請は2学期までとし、その認定を年度内にする。同好会としての活動は、同好会設立の認定後からとする。

(昇格)

第7条 本会内で1年以上の活動を行った場合、その同好会は部への昇格を申請することができる。

(懲戒)

第8条 同好会において次の各項に該当し、事実確認された場合、役員会は常任委員会・部長会に諮った上で、職員に報告、職員会議で諮ってもらい、必要と認められる場合は、廃会・活動停止などの処置をするものとする。

1. 同好会または会員が他の部、同好会や本会や他校に迷惑を及ぼした場合。
2. 本会規約及び本細則にそぐわない場合、又は違反したと認められた場合。
3. その他、本会運営に非協力的と認められた場合。

(活動費)

第9条 同好会の活動費用は個人負担とし、本会に請求することはできない。

(廃会)

第10条 2年間、会員がいないときは、廃会とする。

※ 常任委員会・部長会・生徒総会・職員会議に報告する。

昭和 46 年 3 月 23 日施行
平成 10 年 3 月 23 日改正
平成 14 年 3 月 23 日改正
平成 27 年 5 月 22 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正